

入 国 前 講 習 実 施 （ 予 定 ） 表

作成日：20△△年 △△月 △△日
申請者（実習実施者）：社会福祉法人 ○○会

日本語科目の講義を行う講師
氏 名 NGUYEN HO CHI MINH
職 業 日本語講師
所 属 機 関 ○○center
専門的知識の経歴 △△大学を卒業し○○center（日本語）
○年以上の経験を有する

入国前講習を行い、入国後講習時間を減殺する場合、講習を行う講師については、介護職種の講習講師要件を満たす必要があります。

技能等の修得等に資する知識の科目の講義を行う講師
氏 名
職 業
所 属 機 関
専門的知識の経歴

1 日本語科目

	講習内容	実施期間	実施 時間数
1	総合日本語	2023 年 1 月 4 日 ～ 2023 年 3 月 10 日	7 0 時間
2	聴解	2023 年 1 月 4 日 ～ 2023 年 3 月 10 日 【日本語科目・技能等の修得に資する知識の科目】 入国前講習を行った場合で、2 分の 1 を上限として入国後講習時間を減殺するときは、介護職種運用要領に定められた「教育内容」を行う必要があります。 また、教育内容ごとに時間数の下限が定められており、これを下回る場合は、告示の要件を満たしていると認められません。入国前、入国後に行う教育内容ごとの合計時間数にも注意をしてください。 詳しくは介護職種運用要領をご覧ください。	0 時間
3	読解		0 時間
4	文字		0 時間
5	発音		2 時間
6	会話		0 時間
7	作文		0 時間
8	介護の日本語		2 0 時間
合 計 時 間			1 6 2 時間

入国前講習にて技能等の修得等に資する知識
の科目の講習を行わない場合の例

2 技能等の修得等に資する知識の科目

	講習内容		実施 時間数
1	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
2	コミュニケーション技術	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3	移動の介護	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
4	食事の介護	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
5	排泄の介護	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
6	衣服の着脱の介護	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
7	入浴・身体の清潔の介護	年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間			時間

☆入国前講習を行い、入国後講習時間を減殺する場合、介護職種の講師要件を満たすことが必要です。

【提出書類】

日本語科目の**講師要件**に該当するとき

- 日本語科目の講師の誓約書（介護参考様式第4－1号）
 - 日本語科目の講師の履歴書（介護参考様式第5号）
- を合わせて提出してください。

技能等の修得等に資する知識の科目の**講師要件**に該当するとき

- 技能等の修得等に資する知識の科目の講師の誓約書（介護参考様式第6号）
 - 技能等の修得等に資する知識の科目の講師の履歴書（介護参考様式第7号）
- を合わせて提出してください。